

# 令和元年度第1回 甲賀市地域福祉計画審議会 会議録

日 時 令和元年10月8日(火)

10時00分～11時30分

場 所 甲賀市役所3階 301A会議室

## 1 開会

○市民憲章唱和

## 2 健康福祉部長挨拶

## 3 新委員紹介

## 4 正副会長の選任

## 5 意見聴取事項

(1) 甲賀市総合計画について

(2) 第2次甲賀市地域福祉計画 平成30年度取組結果報告

## 6 報告事項

(1) 今後の審議会の予定について(計画の見直し、審議会開催時期等)

(2) 市民意識調査のアンケートの設問について

## 7 閉会

1 開会

○市民憲章唱和

2 部長挨拶

○樫野健康福祉部長あいさつ

3 委員紹介

○各委員自己紹介

4 正副会長の選任

○会長に栗田修司委員、副会長に嘉郷重郷委員を選出

○会長あいさつ

**【事務局】：** 審議会の会議を進めていただく前に、事務局から本日の会議資料について、確認させていただきます。会議資料につきましては、事前に郵送しております。本日の資料は、甲賀市地域福祉計画審議会規則、本日の審議会の次第、委員名簿、こちらは最新版になっております。「第2次甲賀市地域福祉計画 平成30年度取組結果報告」、「市民意識調査に関するアンケートの設問について」、報告用の「第2次甲賀市地域福祉計画 平成30年度取組結果報告」です。また昨年の審議会でご意見いただきました「社会資源のしおり」を準備しました。本日の会議資料につきましては、以上です。

**【事務局】：** 甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針の第3条により、本審議会は原則公開でありますことから、傍聴を受け付けております。また議事録につきまして、後日甲賀市のホームページにて公開させていただきます。

会議の成立について、事務局から報告させていただきます。本審議規則第3条第2項では、「審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」とされております。本日の審議会には、本日現在での委員総数14人中13人の委員に出席いただいておりますことから、過半数を超えていることからご出席をいただいております、会議開催の要件を満たしていることを、ご報告させていただきます。

本審議会の規則第3条第1項では、会長が議長となることと規定しておりますので、これからの議事につきましては、会長に進行をお願いいたします。

## 5 意見聴取事項

- (1) 甲賀市総合計画について
- (2) 第2次地域福祉計画 平成30年度取組結果報告について

**【会 長】:** 次第に基づき、議事を進めさせていただきます。まず、次第の5「意見聴取事項」の1点目、「甲賀市総合計画」について、2点目、「第2次甲賀市地域福祉計画 平成30年度取組結果報告」について事務局から説明をお願いします。

**【事務局】:** 「甲賀市総合計画」、「甲賀市地域福祉計画」についての概要説明（甲賀市ホームページの政策推進課の「第2次甲賀市総合計画」、福祉医療政策課の「第2次甲賀市地域福祉計画」を参照）

**【事務局】:** 続きまして、第2次地域福祉計画の平成30年度取組結果について、報告をさせていただきます。当日報告用の資料をご覧ください。こちらは計画に基づいて平成30年度に取組んだ事業結果から、各基本方針ごとに昨年度と評価が異なるものを抜粋したものとなります。3ページ目をご覧ください。基本方針1の地域で支えるしくみづくり、その下に基本方針1で取組んでいる事業の中から3～4事業を抜粋して掲載しています。このような形で各基本方針ごとに取組結果について報告させていただきます。続いて2ページ目をご覧ください。こちらが取組みの評価基準となります。こちらにA B C Dの4段階評価について説明があります。第2次甲賀市地域福祉計画は、第2次甲賀市総合計画の下位計画となりますが、その総合計画で事務事業評価制度を実施しており、基本的にそちらの評価をそのまま用いております。ただ、必ずしも総合計画の評価と一致するわけではありませんので、担当課にて若干の修正は行っています。評価の内容については、行動計画、成果指標の2つをあらかじめ設定しており、A評価は、そのいずれもが計画を実績が上回った場合となります。B評価は、行動計画、成果指標の一方が計画以上の実績を出した場合となります。C評価は、行動計画、成果指標のいずれも達成できなかった場合ですが、目標との差が10パーセント未満という場合です。D評価は、行動計画、成果指標のいずれも達成できず、目標との差が10パーセント以上という場合となります。

それでは、取組みの説明を進めさせていただきます。3ページ目をご覧ください。基本方針1の地域で支えるしくみづくりからは3つの取組みを報告させていただきます。基本方針1の(1)地域の支え合い、見守り活動の推進の③子育て世代に対する見守りの推進から「母子保健事業」について説明します。母子保健事業は、妊産婦の時期から保護者も含めて子育ての不安軽減を図り、支援プランを作成することで、切れ目のない支援を行っています。平成30年度

の取組結果としては、妊娠期の支援を中心に支援プランを107件作成しました。妊娠に関するアンケートを使用することで、担当者の主観的な判断ではなく、客観的な判定に基づき支援が可能となったため、支援の充実が図れました。このことから、B評価となっています。

続いて、基本方針1の(1)地域の支えあい、見守り活動野推進の④地域コミュニティ組織の自立化推進から「中山間地域再生プロジェクト」について説明します。中山間地域活性化に向けて、取組んでいる事業ですが、平成30年度は地域住民の皆様との話し合いが進み、今後の活用方法が定まりました。取組結果のとおり、旧鮎河保育園については、地域住民の健康づくりや生涯学習など多世代交流の寄り合い機能を持つ、コミュニティーセンターとして整備を進めることとなりました。評価につきましては、地域住民の皆様と継続的に協議を進め、「民間活用」を基本として活用方法は、一定定まりましたが、結果として具体的な事業を展開することができなかつたため、評価としてはCとなっています。

続いて、基本方針1、(2)あらゆる世代、人が交流する機会や場作りの、①あらゆる世代、人の交流を促進の、「放課後こども教室事業」について説明します。放課後こども教室事業は、子ども達の放課後の安全・安心な活動拠点を設け、地域の方の参画を経て、学習などの交流活動の機会を提供する事業で、平成30年度は岩上公民館で4回開催し、25名の参加となりました。平成29年度は計7回、131名の参加でしたので、大幅な参加人数の減少となりました。評価としてはCとなります。参加人数の減少を受けて、アンケートを実施したところ、子どもにとって安心な活動拠点が、他にもあることがわかりました。アンケートの結果を受けて、放課後こども教室事業は平成30年度までの事業となり、今後夢の学習支援が事業を引き継ぐこととなります。

次に、4ページをご覧ください。基本方針2の地域福祉を支える人づくりでは、4つの取組みについて報告させていただきます。まず1つ目、基本方針2、(2)福祉教育への充実、②福祉への理解促進の出前講座(ご近所福祉)ですが、これは誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを目指し、「みんなで参加のご近所福祉」を共に考える出前講座を区・自治会等を対象に実施しています。事業としては概ね計画通り進めることができました。全世代型包括ケア・ケース会議開催、第2層協議体の活動は実施できませんでした。成果指標を達成できなかったということから、評価はBとなっています。

次に(3)地域福祉の担い手、リーダーの育成、①見守り活動等の担い手の育成のこうか市民共生ネットワーク事業です。これは、共生ネットワーク登録団体の活動を支援する事業です。平成30年度は、人権研修会を行うなど、目標であった見守り活動の担い手を育成をすることができたので、評価はAとなつ

ています。人権研修会のテーマとなったペップトークですが、ペップとは、元気・活気という意味で、ペップトークとはアメリカのスポーツ前に監督・コーチが選手に対して行う、「短くて」「わかりやすく」「肯定的な」「魂を揺さぶる」勇気づけのショートスピーチ・前向きな背中の一押しとなる言葉などを表します。つまり、シンプルでポジティブな言葉を用いたコミュニケーションとなります。

続いて、3つ目、同じく(3)地域福祉の担い手、リーダーの育成、①見守り活動等の担い手の育成から認知症になっても安心できる地域づくりのための人材育成事業についてです。事業としては、地域間の見守りや、認知症カフェなど、認知症サポーターの育成が中心となります。平成30年度は認知症サポーター養成講座を39回開催、参加人数は1,265人で、平成29年度の45回、1,381人を下回りました。認知症サポーターの育成を計画的に実施できなかったため、評価はBとなっています。

続いて4つ目、(4)福祉、保健等の専門的な人材の育成・支援、①福祉、保健サービスにおける人材の育成・確保から支援サービスにおける人材の育成・確保事業です。これは、甲賀地域障害者自立支援協議会と協働しながら研修会や事例検討を進める事業です。平成30年度の取組みとして、研修会や事例検討会は計画どおり進められました。基幹相談の充実を取組目標としていましたが、平成29年度よりも稼働できず、質的にも充実させることができなかったため、評価としてはCとなりました。

次に5ページをご覧ください。基本方針3の適切な支援へつなげる体制づくりでは、3つの取組みについてご報告させていただきます。まず1つ目、基本方針3、(1)福祉、健康等に関する情報提供・啓発の充実の③福祉や健康に関わる正しい理解の促進や情報提供の充実の中から「一般市民向け講演会事業」について説明します。発達に特性を持つ人やその家族への支援について支援者や地域社会にむけての啓発研修が事業の中心となります。平成30年度は研修会や講座回数を増やしたことで、参加人数も増加しました。目標達成により、評価はAとなっています。

続いて、2つ目(3)関係機関との連携強化による支援体制づくりの①関係機関等との連携強化の推進から「関係機関との連携事業」です。これは、障がいがあっても近くで医療を受けることができるよう地域の医療機関と専門機関との連携を強化する事業です。県難病患者の住みよいまちづくりモデル事業実施検討会に参加し、難病患者支援ガイドの作成をいたしました。これらの取組みにより平成30年度の評価は、Aとなっています。

続いて、3つ目、(3)関係機関等との連携強化による支援体制づくりの②生活困窮者の自立支援から、「学習支援事業」です。これは、家庭の生活困窮に起

困し、子どもに不足している「生きる力」や「規則正しい生活習慣」を身につけ、「居場所づくり」を行い、「負の連鎖」による将来の生活困窮の解消を図る事業です。平成30年度の取組みとして開催数、参加人数は昨年度より増加していますが、目標として業務を委託すること、高校生の進学率を100パーセントにすることを掲げていました。平成30年度はこの目標が2つとも達成できなかったため、評価としてはCとなっています。

次に、6ページをご覧ください。基本方針4の健康で安心な生活ができる暮らしづくりでは4つの取組みについてご説明させていただきます。まず1つ目、基本方針4、(1)誰もが住みやすいまちづくりの実現の④成年後見制度の利用促進の成年後見制度利用支援事業ですが、この事業は判断能力が不十分で日常生活に支障のある高齢者や知的障がい者、精神障がい者の方が成年後見制度を利用できるようサポートする事業です。平成30年度は、成果指標である相談事業件数が、昨年の2,504件を下回り2,188件でしたので、評価はBとなります。

続いて、(4)きめ細やかなサービスの提供と質の確保の③子育て世代への支援の充実から、「育児支援家庭訪問事業」です。これは、養育支援が必要な家庭に対して、養育に関する指導、助言や育児の支援を行い、子育ての不安や負担、ストレスの軽減を図り、虐待防止につなげる事業です。取組みとして大きな違いはありませんが、対象となる家庭の件数が減少したため、目標に届かず、評価はBとなっています。

同じく、(4)きめ細やかなサービスの提供と質の確保の③子育て世代への支援の充実から、ファミリーサポート事業です。これは、子育て世代の保護者が仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境整備と、地域における子育て支援を図る事業です。平成30年度は、取組みとしては概ね計画どおり進めることができました。利用に関しては、会員様の状況により件数に波があります。利用件数が平成29年度よりも、大幅に減少したため、評価はBとなっています。

最後に、同じ(4)きめ細やかなサービスの情報提供と質の確保の③子育て世代への支援の充実の「子育て包括支援事業」です。この事業では、妊娠期からリスクの高い家庭に対して寄り添った支援を行っています。昨年度の審議会でもご質問いただきましたリスクの定義ですが、すこやか支援課では、こちらの妊娠に関するアンケートを用いてリスクを判断しています。アンケートに基づく点数に応じて、リスクに関して評価し、状況に応じて支援を進めております。平成30年度は、妊娠に関するアンケートを用いて対象者に対してニーズのあった支援を行うことができたため、評価はBとなっています。

第2次甲賀市地域福祉計画に基づく4つの基本方針とその取組みの結果に

ついて報告させていただきました。計画の全体的な評価としては、165事業中A評価が78事業、B評価も78事業と概ねA・B評価となりました。C評価が8事業、D評価が1事業でしたが、担当課で課題を把握し、目標等を達成できるよう現在と取組みを進めています。以上で30年度の地域福祉計画の取組結果についてのご報告とさせていただきます。

続きまして、前もっていただきました意見の回答をさせていただきます。「平成30年度の成年後見制度支援事業の評価をお願いします。事業に対する評価結果が記載されていないように思います。」というご質問をいただきました。

「成年後見制度支援事業」の取組みとしては、先ほど説明させていただきました内容のほかに、制度の費用負担が困難な場合には、費用の一部を助成しております。平成30年度の具体的な取組みといたしまして、市長申立ての後見が3件、報酬助成が長寿福祉課で9件、障がい福祉課で5件ありました。昨年度よりも利用支援が増加しています。以上で、事前にいただいたご質問に対する回答とさせていただきます。

続いて、昨年の審議会でもいただきましたご質問にお答えします。計画に対する民間の取組みの評価も必要ではないかのご意見をいただきました。民間の取組みの評価ですが、現状の事業項目では評価をどの部分に取り入れるか、またどのような基準で評価していくか定まっていない部分も多く、今回も取り入れることができませんでした。しかし、来年度に予定しています、計画の中間見直しにて協議できればと考えております。また、同じく質問のひきこもりの支援についてですが、「奏-かなで-」で行われている事例検討、家族支援、啓発会議や保健所が行っているひきこもり家族交流会など、支援いただいておりますが、どの事業の取組結果に反映させていくか協議が必要と思われるので、同じく計画の中間見直しにて委員皆様のご意見を頂戴しながら、進めていければと考えております。以上で事前にいただいているご質問に対しての回答と昨年度の審議会でもいただいたご質問に対しての回答とさせていただきます。

**【会 長】：** 「甲賀市総合計画について」、「第2次地域福祉計画平成30年度取組結果報告」、事務局から報告がありました。今回は委員の皆様から意見をたくさんいただきたいと思いますので、先ほど事前質問に対する回答をいただきましたが、それ以外に質問に限定して先にお聞きした上で、その後意見を聞きたいと思いますので、何か質問ございますか。

**【委 員】：** 災害の関係について、障がい者団体の視点から質問します。実際に災害が起こった際に、支援が実施できるよう、隣近所、各自治会等その中でも隣組の皆さんに声を掛け合ってもらって、誰が誰を助けるかという組織作りを確立させ

てほしいと思います。

【事務局】： これまで市では、避難行動要支援者名簿を作成しました。さらに、要支援者に対しては、緊急連絡先や支援者を記載した情報を提供してもよいと同意をもらった方は避難行動要支援者同意者名簿を作成しているところです。ただ、この同意者名簿を作成しても、支援に繋がりにくい現状がありました。よって、平成30年度より、甲賀市災害時要支援者避難支援計画（個別計画）というさらに詳しい個々の計画の作成に取り掛かっております。

【委員】： 支援者・協力員の欄に近所ではない、離れたところに住んでいる人を記載しているケースもあります。隣近所に住んでいる方を記載してもらえるような形で実施してもらわないと、あまり効果が無いのではと感じます。特に障がい者の視点から、その部分をカバーできるよう、確実に支援が行えるように声かけや指導等をしてほしいです。

【事務局】： 今後の取組みに活かして参ります。

【会長】： 他にご質問がある方はおられますか。

【委員】： 乳幼児訪問のこんにちは赤ちゃん事業で、民生委員に委託して非常に頑張っていたのですが、訪問できていないところがあるようです。どのような理由があるのでしょうか。差し支えない範囲でご回答願います。

【事務局】： こちら取組みは、民生委員が訪問しやすいように、また対象者にとっても急遽の訪問とならないように、事前に通知をさせていただいております。この取組みは強制ではございませんので、事前通知の際に、お断りされるケースがあり、そういった差であるということを伺っております。

【会長】： 他にご質問はありますか。

【委員】： 全体の取組結果から抽出して報告をいただきましたが、他にもBからAに顕著に評価が現れている取組みがあります。何か抽出された根拠があるのでしょうか。評価が上がることで他の取組みにも影響する部分もあるので、参考になるかもしれないので聞かせていただきたいです。

【事務局】： 今回の報告では、主にC評価であった取組みを抜粋させていただいております。

【委員】： AからBという評価が他にもあったが、よく似た評価の違いもあり、CからA評価という顕著に取組み結果が表れている部分もありました。何か根拠があったのでしょうか。

【事務局】： BからA評価になった事業ですと、市民共生ネットワークの取組みを今回抽出させていただきましたが、ペップトークの説明をさせていただこうと抽出いたしました。特に明確な根拠等はございません。

【会長】： 今回の質問につきましては、9から10事業くらい報告されていないのがあって、同じような評価でも取り上げられていないものがあるので、不思議に思う部分もあります。その事業の説明をあえてしたいというのはわかりますが、今の回答ではよくわからない部分が多かったと思います。

【委員】： 県の難病患者の住みよいまちづくりモデル事業実施検討会について、難病患者の支援ガイドを作成しましたが、どのように手元にとどいたのか、担当課に確認しましたか。それから、難病で苦しんでおられる市民の方の市としての窓口がはっきりしないため、甲賀市として取組むべきです。もう1つ、学習支援事業について、子ども食堂が1つも報告に上がってきていません。それから成年後見制度利用支援事業について、地域包括支援センターとの連携がうまくいかなかったとあるが、包括支援センターのあり方に、どういう問題がありましたか。

【事務局】： 難病患者の窓口につきましては、事務の移譲も受けておりませんので、現状は県の保健所が手帳交付、切り替えを実施しております。ただ、障がい福祉課の会議や、子どもの避難行動の個別計画にも難病患者への支援を連携して取組んでいこうと、県の個別計画に市の方も参画しています。こちらに関しては1件すでに実績があるということで、ご報告させていただきます。

続いて子ども食堂が掲載されていないことに関してですが、学習支援事業については、基本的に学習の生活困窮的な部分の、補助の学習支援となります。子ども食堂も取組みとして充実しておりますので、子育て政策課と、子ども食堂についてのあり方も合わせて考えていきたいと思っております。

最後に、成年後見の部分での、地域包括支援センターとの調整でございます。原因といたしましては、あくまで福祉医療政策課としての考えですが、人事異

動等あり、異動してからすぐに相談事業等を行い、市の方に挙げていくというのは、なかなかうまくいかない部分があります。担当課としましてもその部分の力不足もごさいますが、必要な方にスムーズに後見制度が利用できるよう、相談から後見につなげていけるよう取組んでいきたいと考えております。また、健康福祉部全体で後見制度利用促進ということもこの地域福祉計画に盛り込んでいただきたい部分でございませう。

**【事務局】：** 難病患者ガイドですが配布数については、担当課では把握しております。聞き取りを行い、取組結果に反映させたいと考えております。

**【委員】：** 難病患者の認定を受けている方はいいが、認定を受けられていない方を含めて、報告に取り上げるのであれば、トータル的に甲賀市として難病で苦しんでおられるご本人、その家族をどのように支援していくのか、計画で示していくべきだと思います。

**【委員】：** ひきこもりに関してお伺いします。40歳代等の社会に出てからひきこもりになる方や、施設等を利用するお子さんの中にも、ひきこもってしまう方もいます。例えば、学童期のお子さんがひきこもっているときに、そのデータは誰がどこから吸い上げているのか、その部分についてお伺いします。

平成30年度生活相談の方は310人おられますけども、ひきこもっている内の人数なのか、甲賀市の中で考えられる人数なのか、差し支えない程度でお答えいただければと思います。

**【事務局】：** 甲賀市としての数ですが、民生委員さんの方で調査いただきました部分についてはこちらの方では回答は現段階で控えさせていただきます。県内のひきこもりの人数に関して、滋賀県社会福祉協議会の調査がござまして、県内で1,428人、ひきこもりがおられるというマスコミ報道もありました。国の推計とは約10倍ほどの差があるというのは、以前から言われています。ただ、ひきこもってしまうタイミングが多様化してきていることが今浮き彫りになってきました。ひきこもりは社会人になってから、仕事を退職してから等、年齢関係なく起こりうるということで、学童期のひきこもりの人数を掴めないものかと考えておりました。市の方でも計画を立ててはいきたいと考えておりますが、調査できないということでトタルの数字を把握するのは困難になってきていますことから、どういった指針で人数を把握していくのかというのは今後の大きな課題かと思ひます。市としても窓口を設置しなければいけないとこ

ろまできておりますので、来年度の計画の中間見直しと平行して市も情報提供をできたらと考えております。

【委員】： ひきこもりというのはその方の状態であって、病名とかそういうものではありません。いろいろな要素が加わって、ひきこもり状態になってしまいます。昨年から8050問題がでてきており、国全体の大きな課題となってきています。それを踏まえると、甲賀市内だけでも推計ではありますが、1,000名を超えるのではないかとはいわれています。その中で、滋賀県の民生委員約3,200名が、担当地域のひきこもり状態にある人の調査を滋賀県社会福祉協議会が実施しました。このことについて、他の委員さんからご意見を聞かせてほしいと思います。

【委員】： 今の点について、ご説明いたします。あの調査は民生委員さんが顔も名前もわかった上で要因分析ができた人がその人数というわけです。とても1,428人で推計されるものではないということをお伝えしました。ただ、我々は人数を把握するというのではなくて、人目を避けなければいけない、恐々とおそるおそる電話相談される方もいらっしゃるんです。自分の子どもは障がいとか病気と親も本人もしっかりと認識できていれば、障がい福祉課、病院といったところに相談もできるんですが、今まで学力が不振であるとか、知的に遅れがあるとか言われたことがなくて、親も本人も「なんでなのだろう」、「うちの子は働いていたことがあるんです、本当のひきこもりではないんです。」、というようなことから始まり、個人が特定してしまう情報等はお話されません。本当はしんどいとか生きづらさを抱えていても、「親の育て方」、「怠け」という個人の問題であって、人様には相談してはならないと思っている方々が実はこの甲賀市でもたくさんいることをひきこもりの視点からみて、そのように感じております。ひきこもりについて常々口に出していくことで、啓発していくことが大事だと言われておりますので、今後も活動していきたいと考えております。

【会長】： 他にご意見、ご質問はありますか。

【委員】： 一般団体等への啓発を進めていただいているおかげで、知的障がいのある子どもを良くわかってもらえるよう施策を進めていただき、本当にありがとうございます。防犯活動の推進について、防犯ということは警察との関わりがあると思います。知的障がいのある子どもは、どうしても不審者と間違われたりすることがあります。特に、職務質問された場合は、質問の意味がわからず、何

でもはいはいと言ってしまう傾向があります。質問されて怖くなって逃げ出してしまうケースもあります。知的障がいのある方や、高齢者の徘徊等の行動に、警察の方も理解していただけたらと思います。そういった方への啓発を市でも実施してもらえたらと思います。

私たちがボランティア活動に取り組んでいますが、さわらび作業所でも、啓発ということで、フリーダムという劇団を立ち上げていただきました。だんだん公演の依頼等も増加し、その演劇を見て、地域の方も気軽に声をかけてくださるようになり、「地域の中で生きているな」と実感するようになりました。子どもたちはやらされているわけではなく、自分たちの意見も言いながら、楽しみながら取り組み、それが啓発活動に繋がっていきます。子どもたちのそのような姿を見て、私たちが楽しみながら活動していきたいとこの資料を読みながら感じました。

**【事務局】：** 今のお話を伺い、いろいろ気づくこともございました。中には福祉教育の推進という項目があり、福祉や健康に関わる正しい理解の促進や情報提供の充実という項目もございます。そうはいつても、先ほど委員の方もおっしゃられたように、制度の狭間で対象であるにも関わらず、救えていない、セーフティネットでカバーしきれていない部分がたくさんあります。そういった部分が計画には不十分でありますので、次の計画の中間見直しに向けて、盛り込んでいきたいと考えております。

**【委員】：** 先日民生委員の人権福祉部会で知的障がいのある方に、語り部として舞台上で語っていただきました。ご家族も駆けつけて、舞台設営等をしていました。そのような形で生きづらさを感じている人々が、家族はもちろん地域を挙げての支援や、見守りをしていくことが必要だと感じました。特に信楽には、知的障がいの施設があり、グループホームも20箇所ほどありますが、利用者も我々と同じように生活しています。同じ地域で過ごし、コミュニケーションを日常的に取れるような地域が甲賀市にはあります。そのようなことが甲賀市全域に、また滋賀県全域に広がっていけば、周りの理解不足等も無くなっていくのではないのかと感じています。特に、認知症、ひきこもりなど、町を挙げてそのような視点で取り組みを進めていくことがこの地域福祉計画の根幹にあるのではないのかなと感じております。

**【委員】：** 民間の活動も大きな力なので、その部分に関しては大きなボランティアの力がリンクしないとやりきることができないと思っています。ボランティアと市の体制がリンクするという、見える化、見える形で作っていくことがとて

も大切だなと思います。支援の体系や組織の体系、繋がりが見えるとわかりやすいと思います。

【委員】： 地域で支える仕組みづくりで例えば、母子保健事業で支援プランを作成する際に、生まれる前から、生まれた後に何らかの支援が必要な方がいます。こういう場合、その親御さんが子どもを育てていく中でもずっと支援が必要です。子どもたちの育ちに寄り添い、横断的に支援していくことが必要ではないのかなといつも思っています。「ここはこの課がやります」、「そこから先はここです」という方法で、本当に繋がっていくのでしょうか。全世代包括ということを言われますが、実際市の仕組みとしては、担当課が掌握していて、次に行くと掌握しづらいということが往々としてあります。本当にこの市に生まれている支援が必要な人たちに、ずっと寄り添い続けるというような点で、課も複合して評価していくようなシステムにしていけないかと思ひ、意見を述べさせていただきます

【事務局】： 1つの課題だけでなく、いろんな要因が複雑化しているといったケースが実際にございます。複数の課が情報共有ができることが大切であるとの意見も出てきていますので、進めて参りたいと考えております。「我が事・丸ごと」という全庁的なシステムは非常に重要だと認識しております。

【会長】： 今の件ですが、滋賀県内でも担当課を複数にしているところもありますし、主担当、副担当というように記載しておくだけでも、常に連絡が意識されますので、複数にするか、主・副にするか、いずれでも記載することは必要になってくるのではないかと思います。

【会長】： 次第の5、意見聴取事項の「甲賀市総合計画」、「第2次地域福祉計画平成30年度取組結果報告」は以上のおりとさせていただきます。

## 6 報告事項

(1) 今後の審議会の予定について(計画の見直し、審議会開催時期等)

【会長】： 次の議事に移ります。次第の6、「報告事項」の1点目、「今後の審議会の予定について」事務局から報告をお願いします。

【事務局】： 「今後の審議会の予定について」、報告させていただきます。来年度は計画の

中間見直しを考えております。来年度は審議会を4回開催させていただこうと考えています。開催回数が少ないため、年度内にもう一度、2月くらいに開催させていただきたいと考えております。委員の皆様におかれましては、お忙しいと思いますが、2月17日を事務局の候補として考えております。

【会 長】： 次回の審議会については、2月中旬頃に開催いたします。具体的な日程等については、後日事務局からご案内いたしますので、委員の皆様におかれましては、ご出席いただきますようお願いいたします。

(2) 市民意識調査のアンケートの設問について

【会 長】： 次第の6、「報告事項」の2点目、「市民意識調査のアンケートの設問について」事務局から報告をお願いします。

【事務局】： 2点目「市民意識調査のアンケートの設問について」報告をさせていただきます。来年の令和2年度は本計画の見直し時期になります。今回の見直しに係る調査では、本計画単体での調査は行わず、甲賀市総合計画の市民意識調査に付随する形式で調査を行う予定です。そこで、委員の皆様にも市民意識調査で予定してあります質問項目についてご意見を頂戴いただけたらと考えております。最終決定等は令和3年3月議会に上程を予定しております。いただいたご意見を基に設問を少し修正させていただきます。設問を修正し、次回の審議会でご報告させていただきます。「市民意識調査のアンケートの設問について」の報告は以上になります。

【会 長】： この点につきまして、委員の皆様から、ご意見・ご質問をお願いします。

【会 長】： 意見等無いようですので、以上で、本日用意されました議題は全て終了いたしました。委員の皆様には、それぞれの立場からのご意見をいただき、また円滑な議事の運営にご協力いただき、ありがとうございました。それでは、「進行」を事務局にお返しいたします。

【事務局】： 会長、ありがとうございました。委員の皆様におかれましても、長時間にわたる審議会の中で、多くのご意見をいただきありがとうございました。それでは、本日の審議会の閉会にあたりまして、副会長からご挨拶をいただきます。

○副会長あいさつ

7 閉会